

学業成績評価方法に関する申合せ

令和元年7月2日
教務委員会決定

本校本科生における学業成績に関する評価方法等は以下のとおり定める。

第1条 成績の評価は、100点法による評点とする。ただし、100点法による評価が困難な授業科目の成績評価については「認定」または「合格」とする。また、欠課時間数が授業時間数の3分の1を超える授業科目の評価は「未履修」とする。

第2条 留年した学生における履修免除科目については、認定された評点により計算するものとする。

第3条 クラス順位は、平均点に基づくものとし、学科・コースごとに順位付けを行うものとする。

第4条 平均点は、評点の和を、科目数の和で除する。対象科目は、履修した授業科目とし、不合格科目、未履修となった科目（0点として計上する）も含める。ただし、評価が評点によらないものを除く。